

国保健康ポイント事業を実施します

国保特定健診の受診率向上のため、国保健康ポイント事業を実施します。国民健康保険の加入者が、特定健診を受診した際にポイントを付与（前年度未受診者限定）。たまったポイントは、商品などと交換することができます。

1 目的・今後の展望

特定健診の受診率向上により、生活習慣病を早期に発見・予防することで、健康増進を図ると共に、将来的な医療費の適正化につなげ、もって国保財政の健全化に資することが目的です。

国保健康ポイントを特定健診受診のきっかけとすることなどにより、本市国保の特定健診の受診率を平成28年度の43%から毎年度0.5%ずつ向上させ、平成35年度までに46%とすることを目標とします。

2 制度開始日

平成30年7月2日（月）

3 対象者

本市国民健康保険の加入者で、今年度特定健診を受診した人（前年度未受診者限定）

4 ポイントの対象となる健診

【3ポイント】特定健診や国保人間ドック（必須）

【2ポイント】特定保健指導、がん検診、成人歯科健診

5 申込方法

健診結果を、国民健康保険課保健指導室（前橋市保健センター3階、朝日町三丁目）に持参

6 地域活動ポイント制度との共用

ポイント及びポイントカードは、「まえばし地域活動ポイント制度」（所管：生活課）と共用になります。

7 ポイントの交換

5ポイント以上で、申請により商品を贈呈。QUOカード・図書カード・Qのまち商品券（500円・1,000円）、ころとんボールペン、地域づくり協議会への寄付などと交換できます。1ポイントは100円で、5ポイントから交換できます。

※特定健診とは

40歳以上75歳未満の方を対象に行うメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査のことで、高齢者の医療の確保に関する法律により、各医療保険者に特定健診の実施が義務付けられている。

担 当 国民健康保険課 保健指導室
電 話 027-220-5715
内 線 84-1321